

京都市中央卸売市場第二市場内飲料自動販売機設置仕様書

京都市産業観光局中央卸売市場第二市場内における飲料自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この仕様書をよく読み、以下の事項を御承知のうえ、お申込みください。

1 設置目的

施設利用者の利便性向上を目的として、市場内に飲料自動販売機を設置します。

2 設置条件等

(1) 所在地

京都市南区吉祥院石原東之口町2番地

(2) 設置場所、台数、寸法上限 図1 図2

設置番号	場所	寸法上限	台数
①	市場本棟2階（下足室）	W1500mm×D950 mm×H2500 mm	1台
②	屋外（別館1階前）	W1500mm×D950 mm×H2500 mm	1台

※ 寸法上限には、使用電力計測用の子メーター設置寸法を含み、空容器の回収箱設置場所を含みます。

(3) 設置事業者

設置番号①～②の全てに応募することも、一部のみに応募することも可能です。

※ 設置事業者の決定方法は、仕様書「7 設置事業者の決定」を参照してください。

(4) 最低使用料

設置番号	価格
①	150,000円
②	50,000円

(5) 空容器の回収

ア 設置事業者は、設置する自動販売機に併設して空容器の回収箱を設置してください。

イ 空容器の回収箱は、容器の種類ごとに分別可能なものとし、週に1回（休場日を除く。）回収し、回収した空容器は関係法令等に基づき適切にリサイクル等処分してください。

ウ 空容器を回収する際には、自動販売機から生じる空容器のほか、市場で廃棄された他社製品の缶、ビン及びペットボトルを含めて全て回収してください。

(6) 取扱商品及び販売価格

ア 取扱商品

缶、ビン及びペットボトル等の密閉式の容器に入った清涼飲料水（ジュース、茶、水、コーヒー、紅茶及びこれらに類する商品）とし、酒類の販売は不可とします。

イ 販売価格

標準販売価格（定価）以下としてください。

(7) 設置機種等

ア 設置番号①は屋内型（缶、ビン、ペットボトル式）、設置番号②は屋外型（缶、ビン、ペットボトル式）の飲料用自動販売機としてください。

イ 災害対応自販機

災害救援ベンダーとしてください。

ウ ユニバーサルデザイン

誰にでも使用しやすいユニバーサルデザインの自動販売機としてください（設置番号②を除く）。

エ 環境対策

消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機や、二酸化炭素等を冷媒としたノンフロン対応機をはじめ、夜間・早朝（18時30分～翌6時30分）や、休場日はセンサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯などの環境対策機能を備えた自動販売機としてください。

オ 電気子メーター

設置事業者は、設置する全ての自動販売機に使用電力計測用の電気子メーターを設置してください。

(8) 耐震対策等

自動販売機を設置するに当たっては、できる限り施設の躯体に負担が掛からない方法で耐震対策、転倒防止策を施すなど、安全に設置してください。

なお、設置に当たり必要となる工事等に要する一切の費用は、設置事業者の負担となります。

(9) 衛生管理等

衛生管理等については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ってください。

(10) 緊急連絡先の表示

設置事業者は、設置する全ての自動販売機に、故障等が発生した場合の緊急連絡先を明示するとともに、自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応してください。

(11) 維持管理等

ア フルオペレーション

設置事業者において、自動販売機の設置から商品の補充、電気子メーターの設置、メニューチェンジ、空容器の回収・リサイクル、金銭管理、故障時や停電など不測の事態における対応、定期点検並びに自動販売機内部、外観及びその周辺の清掃・美化まで自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行ってください。

イ 作業時間等

作業内容、作業時間等については、事前に市場と協議のうえ、施設の運営に支障を来すことのないよう十分に注意してください。

(12) 機器の変更等

設置した自動販売機の機種の変更等を行う場合は、予め市場に申し出たうえで、承諾を得てください。

(13) その他

商品の補充及び空容器の回収は、午前9時から午後5時までの間に実施してください。

3 応募資格要件

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する方が、設置事業者に応募することができます。

(1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録し、かつ、次に掲げる条件を満たしている方

ア 清涼飲料水自動販売機の設置業務(設置事業者自らが管理・運営するものに限る。)について3年以上の実績を有していること。

イ 「京都市まちの美化推進事業団」の会員であること。

ウ 京都市税、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。

(2) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方については、次に掲げる条件を満たし、かつ、自己を証明する書類(注)を提出できる方

ア 清涼飲料水自動販売機の設置業務(自らが管理・運営するものに限る。)について3年以上の実績を有していること。

イ 「京都市まちの美化推進事業団」の会員であること。

ウ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者でないこと。

エ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

オ 京都市税、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。

カ 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当し、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)に関係すると認められる者でないこと。

(ア) 応募者又は応募者である法人その他の団体の役員等(役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。以下同じ。)が暴力団員であるとき。

(イ) 応募者の経営に暴力団員が実質的に関与しているとき。

(ウ) 応募者又は応募者である法人その他の団体の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の威圧

又は暴力団員を利用するなどしているとき。

- (エ) 応募者又は応募者である法人その他の団体の役員等が、暴力団員又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与しているとき。

(注) 自己を証明する書類

京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方については、申し込みに当たって、一部の方を除いて※、下記の書類を提出してください。

<応募者が個人であるとき>

- ・印鑑登録証明書（応募日から3箇月以内に発行されたもの）
- ・誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）

<応募者が法人その他の団体であるとき>

- ・登記事項証明書（法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書）（応募日から3箇月以内に発行されたもの）
※法人格のない団体については、代表者の印鑑登録証明書（応募日から3箇月以内に発行されたもの）
- ・誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）

※ 自己を証明する書類の提出を免除する方

<印鑑登録証明書または登記事項証明書について>

- 1 国内証券取引所上場企業
- 2 法に基づき、国や地方公共団体から免許、許可を得て営業を行う企業及び国や地方公共団体からの認可を得て設立される法人
なお、許可等の確認のために免許等の提示をしていただきます。
- 3 その他企業実態について、特別の事情により、上記1及び2に準じて、本市の契約相手方とするに足りる信用性があると認められるもの

<誓約書について>

誓約書を徴する必要がない団体及び内容等>

- 1 暴力団員等及び暴力団密接関係者が明らかに排除されている団体
国、地方公共団体、外郭団体、NPO・公益社団（財団）法人等の法令等により設立に当たって暴力団員等が排除されている団体
- 2 相手方に有益な行為を行うことにならない事務事業
自治連合会等の収益事業に該当しない使用料等が免除の案件（集会所、防災用具等倉庫用地など） など
- 3 同一会計年度において、同一業者から複数回の申請等を受け付ける場合、
2回目以降の申請等

4 同一会計年度に公有財産事務以外の事務事業において、既に誓約書を徴している事業者

上記に該当しない方は、必ず「自己を証明する書類」を御提出ください。

4 募集条件等

(1) 使用許可の期間

設置事業者に対する使用許可の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とします。

なお、令和9年4月1日以降については、それまでの使用状況や必要性等を勘案したうえで、本市が、支障がないと判断した場合、当初の使用条件を変更しないことを前提として、2年を限度に引き続き使用許可を更新します（最長、令和11年3月31日まで。）。

事務処理その他の都合により、使用許可の始期が遅れる等、当初の予定通りに使用許可できない場合があります。
この場合、事務処理が終了次第許可を行い、提案使用料を日割りした使用料とします。

(2) 使用料

ア 応募価格（提案使用料）

応募申込書の該当欄に、応募価格（提案使用料）として、年額の使用料を百円単位で記入してください。

イ 使用料の納入

本市が発行する納入通知書により、本市が指定する期日までに当該年度分の年額使用料を全額納入してください。

本市が指定する期日までに使用料が納入されない場合は、使用許可を取り消します。

なお、この場合において、自動販売機の撤去に要する費用、その他一切の経費は設置事業者の負担となります。

ウ 更新後の使用料

上記4-(1)に記載する使用許可の更新がなされた場合、更新後の使用料については、応募価格と本市の算定基準により年度ごとに算定する使用料と比較し、高い方の金額とします。

(3) 必要経費

ア 自動販売機の設置、撤去及び原状回復

自動販売機の設置、撤去及び原状回復は設置事業者自らの責任で行い、これらに要する工事費等の一切の費用は、設置事業者の負担とします。

イ 電気料金

自動販売機の運転に必要な電気料金は、自動販売機に設置する電気子メーターの

検針に基づき、設置事業者の実費負担とします。

電気料金は、本市が発行する納入通知書により、本市が指定する期日内に納入してください（翌年度当初予定）。

(4) 遵守事項等

ア 募集条件等を遵守し、使用料及び必要経費についてもそれぞれの期限までに納付してください。

イ 本件の自動販売機設置の権利については、第三者への譲渡又は転貸を禁止します。

ウ その他定めのない事項については、協議のうえ決定します。

5 応募申込手続

(1) 申込受付期間（持参又は郵送）

令和8年3月3日（火）から令和8年3月16日（月）まで

ア 持参される場合

申込受付期間内の平日午前9時から午前12時、午後1時から午後5時の間に当課まで持参してください。

イ 郵送される場合

書留郵便にて、上記期間に必着となるように当課へ送付してください。

(2) 必要書類（各1部）

ア 応募申込書 様式1

イ 販売予定品目

ウ 設置予定機器等の仕様が分かる資料

} 様式は任意です。

(3) 注意事項

ア 指定日までの申込みは一切受け付けません。

イ 受付時間を過ぎた場合は一切受け付けません。

ウ 応募申込書への金額の記入には、アラビア数字（0、1、2、3・・・）

の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

エ 使用する通貨単位は、日本国通貨（円）に限ります。

オ 提出済みの応募申込書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

カ 書類の記入は、ボールペン又は万年筆で行ってください。

キ 次のいずれかに該当する応募は、無効とします。

(ア) 指定された応募申込書以外で応募したとき。

(イ) 1者で2枚以上の応募申込書を提出したとき。（いずれも無効とします。）

(ウ) 主要事項の記載が明確でないとき、又は漏れているとき。

(エ) 応募者の署名又は記名押印がないもの。

(オ) 記載内容に訂正があるとき。

- (カ) ボールペン又は万年筆で記入されていないとき。
 - (キ) 応募に際し、不正の行為があったと認められるとき。
 - (ク) その他応募に関する条件に違反したとき。
- ク 提出された書類の返却は行いません。
- ケ 応募申込書は、京都市情報館内の中央卸売市場第二市場ホームページからダウンロードできます。
- <https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000349918.html>

6 質問の受付及び回答

- (1) 質問受付期間
令和8年3月3日（火）から 令和8年3月9日（月）午後5時まで
質問は電子メールでのみ受け付けます。
- (2) 質問提出先
京都市産業観光局中央卸売市場第二市場
担当 北、濱口 E-mail : dai2sijo@city.kyoto.lg.jp
- (3) 質問に対する回答
令和8年3月12日（木）（予定）までに、京都市情報館内の第二市場ホームページにて掲載します。
- (4) その他
 - ア 電子メール以外での質問には、一切応じることはできません。
 - イ 本市において、本事業の実施に関係がないと判断した質問に対しては、お答えしません。
 - ウ 応募内容、審査等に関するお問い合わせには、一切応じることはできません。

7 設置事業者の決定

- (1) 決定方法
 - ア 提出された応募申込書等の応募書類を審査したうえで「3 応募資格要件」を満たす者のうち、応募価格（提案使用料）が、「2 設置条件等」で本市が設定した最低使用料以上で、かつ、最高金額である応募者を設置事業者に決定します。
 - イ 審査段階で、応募価格最高額の者が応募資格要件を満たさないことが判明した場合は、応募価格第2位の者の資格審査を行い、以下順次繰り返すこととします。
 - ウ 上記の最高金額である応募者が2者以上あった場合は、当該応募者の立会いのもと、くじにより決定することとします。
- (2) 決定予定日
令和8年3月19日（木）までに決定する予定です。
- (3) 決定後の通知及び公表について

上記のとおり決定された後、各応募者へ決定された設置事業者名及び決定金額を通知します。また、中央卸売市場第二市場ホームページにおいて、決定金額を掲載します。

8 使用許可申請の手続

設置事業者に決定した者は、以下の手続を行ってください。

(1) 行政財産使用許可申請書の提出

本市指定の様式により行政財産使用許可申請書を提出してください。

(2) 設置する機器等の資料の提出

図面等、設置する自動販売機の仕様が分かる資料一式を提出してください。

(3) 標準保証書の提出

一許可当たりの単年度の使用料が50万円を超える場合は、使用許可の申請の際に保証人予定者を内申いただき、次の資格要件を満たしていることが証明できる書類を添えて御提出ください※1。使用許可後に事業者及び保証人の署名又は記名等※2のある標準保証書を御提出ください。

<保証人の資格要件>

保証人は、次に掲げるいずれの資格も満たす者でなければならない。

- 1 日本国内に住所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所）を有すること（可能な限り本市又は本市に隣接する市町村の区域内に住所を有すること）。
- 2 使用料の年額の5倍以上の年間所得又はこれに相当する固定資産評価額の不動産を有すること。

※1 保証人を立てることが困難な場合は、使用料（年額）の1/4の保証金を納付してください。

※2 法人の場合は代表者印（丸印）、個人の場合は運転免許証等の本人確認書類を求めます。

9 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者の決定の取消し、又は撤回を行います。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに市有財産使用許可の手続に応じなかったとき。
- (2) 設置事業者の決定後、「3 応募資格要件」を満たさなくなったとき。
- (3) その他本市が市有財産使用許可の相手方として不相当と認めたとき。
- (4) 公益上の理由から、本市が自動販売機設置スペースを使用する必要性が生じたとき。

10 その他

- (1) 使用許可の手續に関する一切の費用については、設置事業者で負担してください。
- (2) 提出された書類等は一切返却しません。
- (3) 翌年度4月中に、本市が指定する様式により前年度の販売実績を報告してください。
- (4) 設置事業者の決定後、当該事業者が辞退の意向を示した場合
 - ア 当該事業者へ損害賠償請求を行うことがあります。
 - イ 当該事業者の決定を取消したうえで、次点の者を繰り上げて新たな設置事業者とするか、再公募を行うことがあります。

参考資料

- 年間来場者数（令和7年度）：約6,000人（せり来場者、市場見学者等）
- 場内事業従業員数：約170名

【問合せ先】

京都市産業観光局 中央卸売市場第二市場（担当：北、濱口）

〒601-8361

京都市南区吉祥院石原東之口町2番地

電話（075）681-5791（直通）

メールアドレス dai2sijo@city.kyoto.lg.jp